

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	肝炎の患者に対する医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿児島県は、肝炎医療費助成事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

鹿児島県知事

公表日

令和7年9月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	肝炎の患者に対する医療費の助成に関する事務
②事務の概要	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づき実施する次の事務 事務概要: 肝炎患者が医療費助成を受けるための申請に係る認定事務(更新・変更申請, 記載事項の変更届出及び認定取り消しに関する事務を含む) 具体的事務: ①申請受付(新規・変更・更新) ②届出受付(転入・変更) ③支給認定 ④受給者証交付 ⑤医療機関・薬局との協定締結
③システムの名称	肝炎医療費助成システム, 統合宛名管理システム, 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
申請者(患者)の課税情報及び住民票情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の表 第4項 番号法第9条第2項 番号法第9条第1項 別表 131の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第71条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第1 1の項5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則第3条第5項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	○特定個人情報の照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表165の項 番号法第19条第8号 別表131の項 番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部感染症対策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部感染症対策課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 099-286-2724
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部感染症対策課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 099-286-2724
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[O]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[O]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるガイドラインに従い、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行い照会を行うことを厳守している。また、肝炎の患者に対する医療費の助成に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	肝炎医療費助成システム(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策	項目なし	項目追加(様式の改正による)	事後	
令和2年5月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和2年5月25日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和2年5月25日	表紙評価書名	肝炎医療費助成事務	肝炎の患者に対する医療費の助成に関する事務	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和2年5月25日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	肝炎医療費助成事務	肝炎の患者に対する医療費の助成に関する事務	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和3年5月28日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 97の項	番号法第9条第1項 別表第一 98の項	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和3年5月28日	Ⅰ 関連情報 4. 情報ネットワークシステ	番号法第19条第7号 別表第二119の項	番号法第19条第7号 別表第二120の項	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和3年5月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和3年5月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和3年7月28日	Ⅰ 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第二120の項 番号法第19条第8号	番号法第19条第8号 別表第二120の項 番号法第19条第9号	事後	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正に伴う変更
令和4年6月2日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第1 1の項4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則第3条第4項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第1 1の項5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則第3条第5項	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和4年6月2日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和4年6月2日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和5年6月14日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和5年6月14日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	Ⅰ 評価実施機関における担当部署	くらし保健福祉部健康増進課	保健福祉部感染症対策課	事後	再実施
令和6年8月27日	Ⅰ 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	くらし保健福祉部健康増進課	保健福祉部感染症対策課	事後	再実施
令和6年8月27日	Ⅰ 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	くらし保健福祉部健康増進課	保健福祉部感染症対策課	事後	再実施
令和6年8月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	再実施
令和6年8月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	再実施
令和6年8月27日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 98の項	番号法第9条第1項 別表 131の項	事後	再実施
令和6年8月27日	Ⅰ 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	○特定個人情報の照会 番号法第19条第8号 別表第二120の項 番号法第19条第9号 番号法別表第二の主務省令に定める事務及び情報を定める命令	○特定個人情報の照会 番号法第19条第8号 別表131の項 番号法第19条第9号	事後	再実施
令和7年2月6日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	—	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づき実施する次の事務	事後	準法定事務への移行に伴う法令上の根拠の修正
令和7年2月6日	3 個人番号の利用	番号法第9条第2項 番号法第9条第1項 別表 131の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第71条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第1 1の項5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則第3条第5項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の表 第4項	事後	準法定事務への移行に伴う法令上の根拠の修正
令和7年2月6日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○特定個人情報の照会 番号法第19条第8号 別表131の項 番号法第19条第9号	○特定個人情報の照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表165の項	事後	準法定事務への移行に伴う法令上の根拠の修正
令和7年2月6日	Ⅳ リスク対策 8 人手を介在させる作業	項目なし	項目追加(様式の改正による)	事後	
令和7年2月6日	Ⅳ リスク対策 11 最も優先度が高いと考え	項目なし	項目追加(様式の改正による)	事後	
令和7年9月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和7年9月8日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)